

# 資料 1

## 令和7年佐久市議会第4回定例会提出予定議案

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
109	佐久市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	3
110	佐久市税条例及び佐久市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	4
111	佐久市公共下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	環境部長	5
112	佐久市介護保険条例及び佐久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	6
113	佐久市障害福祉サービス事業施設条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	7
114	佐久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	8
115	佐久市幼保連携型認定こども園条例の制定について	福祉部長	9
116	佐久市保育所条例等の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	10
117	佐久市奨学基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育部長	11
118	佐久市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育部長	12
119	佐久市臼田健康活動サポートセンターの指定管理者の指定について	臼田支所長	13 14
120	浅麓水道企業団規約の変更について	環境部長	15
121	財産の無償譲渡について	福祉部長	16
122	令和6年度中込地区新保育所建設事業建築(管)工事請負契約の変更について	福祉部長	17 18
123	佐久の泉共同作業センターの指定管理者の指定について	福祉部長	19

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
124	市道の路線認定について	建設部長	20 21
125	令和6年度佐久市立浅間中学校普通教室棟増築 (本体)工事請負契約の変更について	学校教育部長	22 23
126	令和7年度佐久市一般会計補正予算(第5号) について	総務部長	別冊1
127	令和7年度佐久市一般会計補正予算(第6号) について	総務部長	別冊2
128	令和7年度佐久市国民健康保険特別会計補正予 算(第3号)について	市民健康部長	別冊2
129	令和7年度佐久市介護保険特別会計補正予算 (第1号)について	福祉部長	別冊2
130	令和7年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別 会計補正予算(第1号)について	福祉部長	別冊2
131	令和7年度佐久市奨学資金特別会計補正予算 (第1号)について	学校教育部長	別冊2
132	令和7年度佐久市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)について	環境部長	別冊2

条 例 案	1 0 件
事 件 案	7 件
予 算 案	7 件
計	2 4 件

第109号

佐久市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、職員の不適切事案について、国保浅間総合病院の開設者である市長としての責任を重く受け止め、令和8年1月の市長の給料月額を10パーセント減額しようとするものであります。

佐久市税条例及び佐久市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収  
条例の一部を改正する条例の制定について

これは、督促手数料について、収納環境の変化により、手数料以上に費用負担が生じていることなどから、徴収事務の効率化等を図ることを目的に、全庁的に督促手数料を廃止するため、所要の改正を行おうとするものであります。

## 第111号

### 佐久市公共下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、督促手数料について、収納環境の変化により、手数料以上に費用負担が生じていることなどから、徴収事務の効率化等を図ることを目的に、全庁的に督促手数料を廃止するため、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市介護保険条例及び佐久市後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

これは、督促手数料について、収納環境の変化により、手数料以上に費用負担が生じていることなどから、徴収事務の効率化等を図ることを目的に、全庁的に督促手数料を廃止するため、所要の改正を行おうとするものであります。

第 113 号

佐久市障害福祉サービス事業施設条例の一部を改正する条例の制定  
について

これは、令和 8 年 4 月 1 日に、グループホームしおなだを民間譲渡するため、所要の改正を行おうとするものであります。

## 第114号

### 佐久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 等の一部を改正する条例の制定について

これは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地域限定保育士制度が一般制度化されたことから、条例中の保育士の定義に地域限定保育士を追加するほか、所要の改正を行おうとするものであります。

## 第115号

### 佐久市幼保連携型認定こども園条例の制定について

これは、中込地区に新たに設置する幼保連携型認定こども園の設置、管理等について、必要な事項を定めようとするものであります。

佐久市保育所条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、中込第一保育園及び中込第二保育園を統合し、中込地区に幼保連携型認定こども園を新設することに伴い、閉園となる両保育所を削るとともに、保育所の管理に関し必要な事項を追加するほか、認定こども園の使用料及び保育料の徴収根拠を規定するため、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市奨学基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、看護、福祉及び介護分野における人材不足の現状を考慮し、市内で就業する看護師、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士の養成及び確保に資するため、新たに看護師修学資金制度及び社会福祉士等修学資金制度を設けようとするものであります。

佐久市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

これは、佐久市学校給食浅科センターを廃止し、令和 8 年 4 月 1 日からその機能を佐久市学校給食望月センターに集約化することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市臼田健康活動サポートセンターの指定管理者の指定について

これは、佐久市臼田健康活動サポートセンターの指定管理者として、長野県厚生農業協同組合連合会・特定非営利活動法人うすだ美団共同企業体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和7年佐久市議会第4回定例会  
指定管理者の指定に係る 施設一覧

議案番号	施 設 名	指定管理者候補者
119	佐久市臼田健康活動サポートセンター	長野県厚生農業協同組合連合会・特定非営利活動法人うすだ美団共同企業体
123	佐久の泉共同作業センター	特定非営利活動法人ウィズハートさく

浅麓水道企業団規約の変更について

これは、浅麓水道企業団規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定による協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、企業団の組織強化を図ることを目的に、新たに副企業長を置くとともに、企業長の職務の代理に関する規定を設けるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

### 財産の無償譲渡について

これは、佐久市の所有する障害福祉サービス事業施設グループホームしおなだを、令和8年4月1日に社会福祉法人からし種の会（理事長 的場 正芳氏）へ無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本案に係る財産は、市有地である佐久市塩名田456番地1に設置されている障害福祉サービス事業施設の鉄筋コンクリート造平屋建て・延べ面積313.53平方メートルの本体及び軽量鉄骨造平屋建て・延べ面積16.41平方メートルの倉庫であります。

当該財産につきましては、指定管理者制度により管理運営を行っておりますが、民間活力の更なる積極的な活用を図り、今後も地域において安定したサービスを提供するため、施設の維持管理も考慮する中で、民間へ無償譲渡を行おうとするものであります。

令和6年度中込地区新保育所建設事業建築（管）工事請負契約  
の変更について

これは、令和6年佐久市議会第4回定例会において、議案第113号として議決を経た令和6年度中込地区新保育所建設事業建築（管）工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

この管工事につきましては、令和6年度から令和7年度にわたる債務負担行為事業として実施しているものでありますが、公共工事設計労務単価の上昇及び建設資材の高騰により、当該工事請負契約書第26条第6項に規定するインフレスライド条項を適用し、令和6年佐久市議会第4回定例会において議決をいただいた契約の金額1億7,820万円に163万9,000円を増額して、1億7,983万9,000円にしようとするものであります。

## 建設工事変更請負仮契約書

- 1 工事名 令和6年度 中込地区新保育園建設事業建築（管）工事
- 2 工事場所 佐久市中込一丁目10番地1ほか
- 3 変更工期 令和 一年 一月 一日から  
令和 一年 一月 一日まで
- 4 変更請負代金増加額 1,639,000 円  
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 149,000 円  
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10／110を乗じて得た額である。  
 [（ ）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。]
- 5 変更契約保証金増加額 163,900 円
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- 7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり
- 8 変更条項 第40条に係る支払限度額及び出来高予定額を裏面のとおり改める。

令和 6年 12月 20日付で契約を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 7 年 10 月 22 日

発注者 住 所 長野県佐久市中込3056番地

佐 久 市

氏 名 佐久市長 柳 田 清 二

受注者 住 所 長野県佐久市中込1897-13

信越冷凍機工業株式会社

氏 名 代表取締役 内 藤 正 邦

佐久の泉共同作業センターの指定管理者の指定について

これは、佐久の泉共同作業センターの指定管理者として、特定非営利活動法人 ウィズハートさくを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

## 第124号

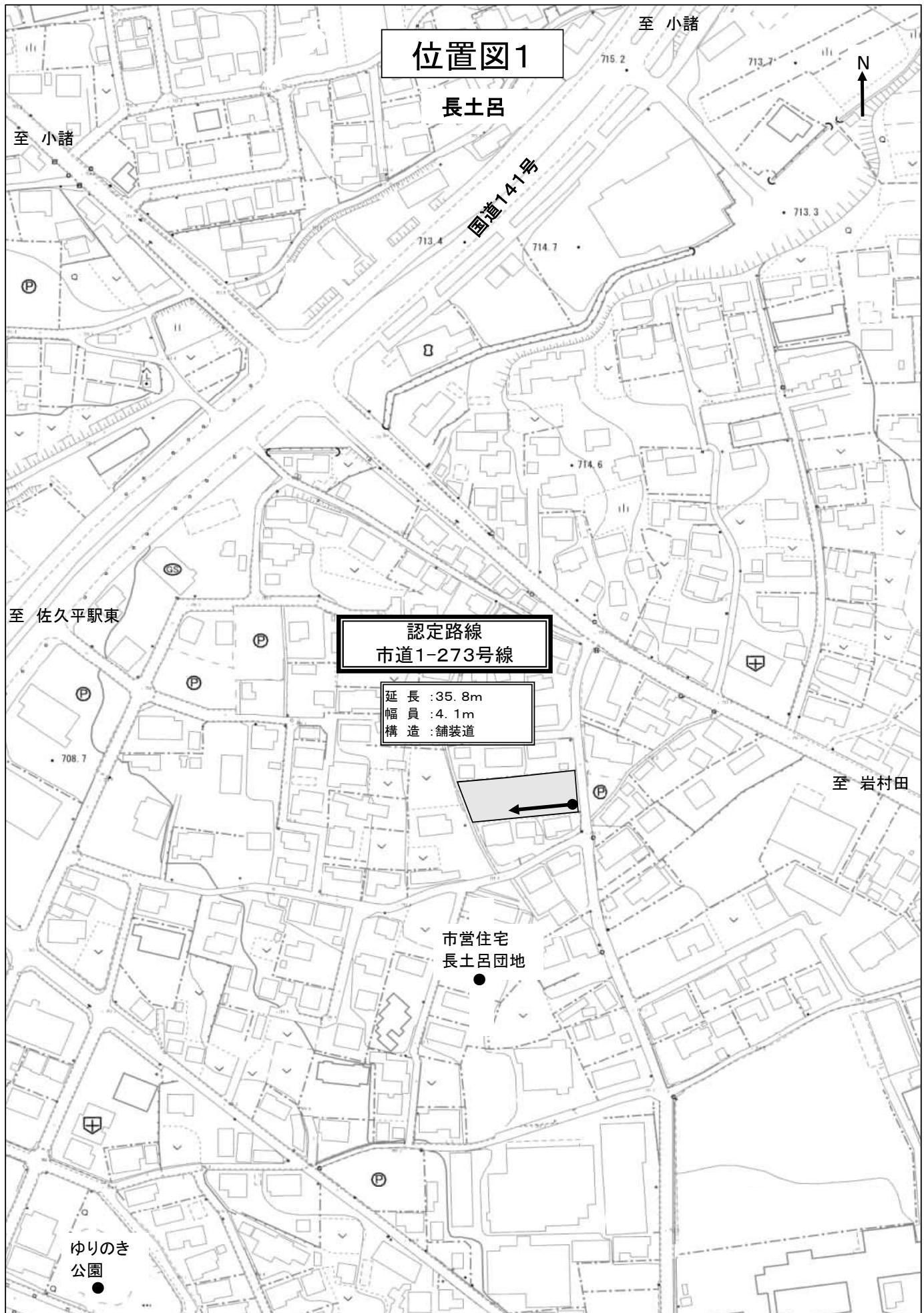
### 市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

#### ○ 市道1-273号線

#### 位置図1

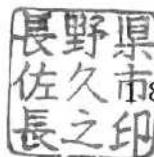
この路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。



令和6年度佐久市立浅間中学校普通教室棟増築（本体）工事請負契約の変更について

これは、令和6年佐久市議会第2回定例会において、議案第65号として議決を経た令和6年度佐久市立浅間中学校普通教室棟増築（本体）工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

この本体工事につきましては、令和6年度から令和7年度にわたる債務負担行為事業として実施しているものであります。公共工事設計労務単価の上昇及び建設資材の高騰により、当該工事請負契約書第26条第6項に規定するインフレスライド条項を適用し、令和6年佐久市議会第2回定例会において議決をいただいた契約の金額6億2,700万円を369万6,000円増額して、6億3,069万6,000円にしようとするものであります。



## 建設工事変更請負仮契約書

1 工事名 令和6年度 佐久市立浅間中学校普通教室棟増築（本体）工事

2 工事場所 佐久市岩村田1361番地

3 変更工期 令和 一年 一月 一日から  
令和 一年 一月 一日まで

4 変更請負代金増加額 3,696,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 336,000 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

〔（ ）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

5 変更契約保証金増加額 369,600 円

6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

8 変更条項 第40条に係る支払限度額及び出来高予定額を裏面のとおり改める。

令和 6年 7月 4日付で契約を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 10月 22日

発注者 住 所 長野県佐久市中込3056番地

佐 久 市

氏 名 佐久市長 柳 田 清



受注者 住 所 長野県佐久市横和274番地1

池田建設株式会社

氏 名 代表取締役 池 田 隼 士

